

民営化で どうなる? 私たちの 郵便局。



内閣官房郵政民営化推進室
平成18年(2006年)1月

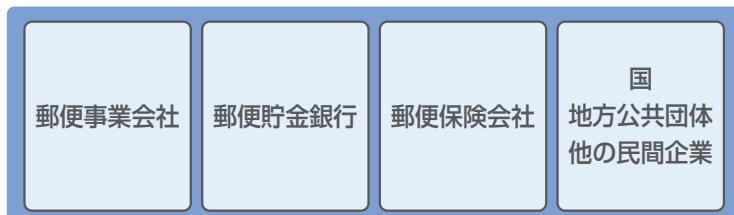
Q. 民営化で郵便局はどうなるの？

A.



平成19年(2007年)10月の郵政民営化の後も、これまでと変わることなく、郵便局の窓口で「郵便」、「貯金」、「保険」のサービスが提供されます。

◆民営化後の郵便局のイメージ



窓口業務委託

郵便局会社
(本社)



郵便局ネットワークを継承

あなたの街の郵便局

- 郵便、貯金、保険のサービス
- 国、地方公共団体、他の民間企業のサービス

郵便局は、平成19年(2007年)10月より、「郵便局会社」に属することになります。「郵便事業会社」、「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」から業務を受託して、これまでの郵便局と同じようにご利用いただけます。

さらに!!

民営化によって、今までの制限がなくなり自由な創意工夫によって、様々な商品・サービスが提供されることが期待されます。

ヨーロッパの民営化先進国ではこんな便利なサービスがあります！

- 各種チケット・カードの販売／文具の販売(はがき、文房具等)
- 雑誌購読の申込／各種免許の申請 など



いろいろな
サービスの提供

- | | |
|-------------------|------------------|
| ◆ 郵便物の差出・切手の購入 | ◆ 年金・恩給の受取 |
| ◆ 預貯金の預入・引出 | ◆ 住民票の写しの受領など |
| ◆ 保険の申込・保険金受取 | ◆ その他の多様な新規サービス※ |
| ◆ 国債・投信などの金融商品の購入 | |

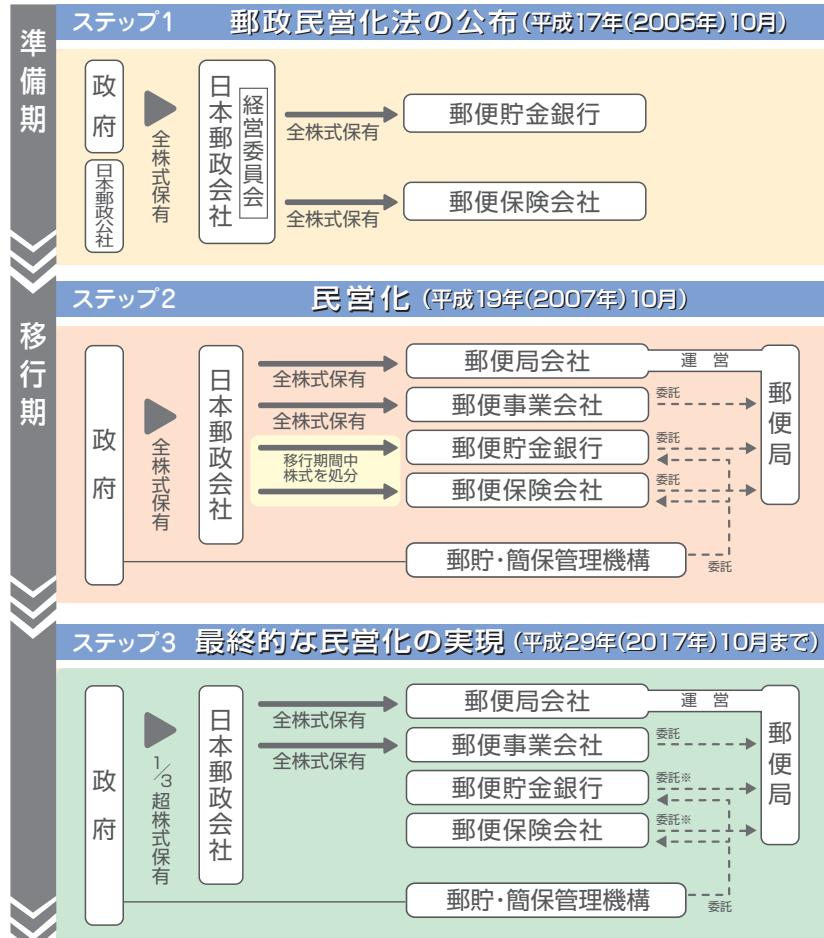
※経営判断でそれぞれの業法に従い、多様な新規サービスに機動的に進出できるようになります。

Q. 民営化までの道のりは？

A.

段階的に、「経営の自由度」と「公平な競争」のバランスをとりながら、着実に進んでいきます。

◆民営化までの3つのステップ



- 平成18年(2006年)1月に将来の持株会社である準備企画会社＝「日本郵政公社」を設立。
- 日本郵政公社による国際物流事業への進出が可能となります。
- 平成19年(2007年)10月以降に銀行業務、保険業務をそれぞれ開始することとなる「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」を設立。

- ①「郵便局会社」「郵便事業会社」を設立、②「郵便貯金銀行」に銀行業の免許、「郵便保険会社」に生命保険業の免許を付与、③民営化前の貯金、保険契約を承継する「郵貯・簡保管理機構」を設立。
- 移行期間は、経営が順調にいくよう経営の自由度を拡大する一方で、民業圧迫にならないよう、バランスをうまくとって段階的に国の関与を低減しつつ制限を緩和してゆきます。

- 日本郵政会社がもつ金融2社「郵便貯金銀行」、「郵便保険会社」の株式は全て処分されます。
- ※郵便局会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の契約に基づき、郵便局での金融サービスが提供されます。

(注) 郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがある場合には、民営化実施を6ヶ月延期し、2008年4月1日とする措置がとられます。

Q. 人口が少ない地域の郵便局はなくなってしまうの？

民営化後も、「あまねく全国で利用されることを旨として郵便局を設置する」ことが法律で義務づけられており、特に過疎地においては、民営化時の郵便局ネットワークの水準が維持されます。

A.



Q. 貯金・保険のサービスはどこで受けられるの？

変わらず郵便局窓口でサービスが提供されます。

郵便貯金銀行、郵便保険会社（金融2社）は、少なくとも移行期間中は、郵便局に業務を委託する契約を郵便局会社と結ぶこととされています。

その契約期間が過ぎた後も、金融2社にとっての郵便局の店舗としてのネットワークの重要性は変わりなく、それに代わる自前の店舗網を整備するには莫大なコストがかかること、他方の郵便局会社にとってもこの金融2社からの収入が全体の大半を占めることなどをふまえると、全国の郵便局において引き続き貯金・保険サービスが提供されると考えられます。

もし仮に、人口の少ない地域などで採算性などの理由から郵便局でのサービスの提供が困難となる場合には、「社会・地域貢献基金」を活用して地域にとって必要な貯金・保険サービスの確保が図られます。

民営化後に預けられた預金は、他の銀行の預金と同様、預金保険制度によって保護されます。また、民営化後に締結された保険契約については、他の生命保険と同様、保険契約者保護制度により保護されます。

Q. 郵便のサービスはどうなるの？

郵便はこれまでと変わりなく、全国一律サービスが提供されます。小包はより利便性を追求したサービスが提供されるようになります。

A.

- ① 手紙やハガキはこれまでと同様、全国にお届けするサービスが変わりなく提供されます。また、新聞や雑誌などの定期刊行物（第三種郵便物）、通信教育や点字郵便等（第四種郵便物）の低料金も変わりなく提供されます。
- ② 小包は法律による義務付けから除外されます。しかし、それによって民間の企業と同一の公平な競争条件で自由な事業展開を行うことができるようになることから、サービスがより一層改善され、利便性がより向上することが期待されます。

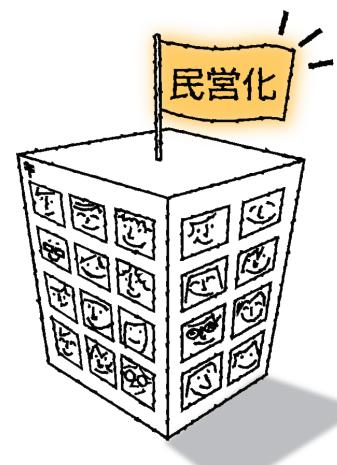
Q. 民営化されて経営の自由度が拡大されると、他の民間企業とのバランスはとれるの？

郵政民営化委員会が組織され、他の民間企業とのバランスがとれるようチェックします。

A.

民営化によって経営の自由度が拡大され、新たなサービスが期待されていますが、他の民間企業との公平な競争条件で業務が行われることが重要です。

業務の拡大は関係大臣の認可等により段階的に行われますが、この認可等の際には、有識者からなる政府の郵政民営化委員会が他の民間企業との公平な競争条件で業務が行われるのかなどをチェックし、意見を述べることになっています。



民営化への歩み

- 2005年 10月 郵政民営化法の成立・公布
- 11月 郵政民営化推進本部が発足 ※1
- 2006年 1月 日本郵政株式会社が発足、経営委員会を設置 ※2
- 4月 郵政民営化委員会が発足 ※3
- 7月 「実施計画」骨格の報告期限
- 2007年 4月 「実施計画」の提出期限
- 10月1日 郵政民営化を実施

※1 全ての国務大臣をメンバーとした民営化の推進に関する総合調整機関。

※2 将来の経営者等で構成される経営委員会によって、公社の業務を各事業会社へ承継するための「実施計画」の作成など民営化の検討・準備が進められます。

※3 郵政民営化が、経営の自由度の拡大、民間とのイコールフッティングの確保の両面のバランスをとりながら進められるよう、関係大臣等に意見を述べる等の役割を担う機関。



政府広報／内閣官房

郵政民営化に関するご意見や詳しい情報などは下記まで。

内閣官房郵政民営化推進室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1 第10森ビル
FAX. 03-5512-5015
ホームページ <http://www.yuseimineika.go.jp/index.html>